

## 公共調達審査会活動状況報告書

(部局名) 秋田労働局

1 開催日 令和8年1月23日(金)

2 委員の氏名及び役職等  
西村 吉隆 秋田労働局雇用環境・均等室長  
山口 覚史 秋田労働局労働基準部長  
紫藤 洋平 秋田労働局職業安定部長

3 審査対象期間 令和7年10月1日～令和7年12月31日契約締結分

4 審査契約件数

## (1) 公共工事

① 競争入札によるもの(様式1)

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0 件

## ② 隨意契約によるもの(様式2)

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件

## (2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの(様式3)

・審査対象件数	3 件
・審議件数	2 件
うち、契約金額が500万円以上のもの	1 件
うち、参加者が一者しかいないもの	1 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

## ② 隨意契約によるもの(様式4)

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	0 件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの	0 件
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

5 審査案件の抽出方法

公共調達審査会運営要綱第7条に基づき、下記について審査案件として抽出した。

○公共工事については、低入札価格調査の対象となったもの

○物品・役務等については、

- ・契約金額が500万円以上のもの全て
- ・新規契約で競争性のない随意契約で調達しているもの
- ・応札者が一者しかいないもの

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

案件全てについて適切と判断

## 公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

別紙様式1

(競争入札によるもの)

低入札価格調査の対象

審議対象期間 令和7年10月1日～令和7年12月31日 契約締結分

部局名 秋田労働局

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	該当なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
- ② 隨意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあっては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者)の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあっては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあっては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

別紙様式2

〔随意契約によるもの〕		低入札価格調査の対象				審議対象期間 令和7年10月1日～令和7年12月31日契約締結分				部局名 秋田労働局			
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	該当なし												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあっては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあっては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあっては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

別紙様式3

[競争入札によるもの]		審議対象期間	契約金額500万円以上のもの又は参加者が一者しかいないもの 令和7年10月1日～令和7年12月31日 契約締結分		部局名	秋田労働局					公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	秋田労働局秋田公共職業安定所外4か所で使用する複合機(6台)の購入及び保守契約	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年10月22日	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社秋田営業所 秋田市山王二丁目1-54	1011101015050	一般競争入札	3,800,476	2,875,026	75.6%	2者		
2	秋田公共職業安定所男鹿出張所ほか2所における窓口案内システムの更新	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年11月26日	株式会社渡敬 秋田支店 秋田市御町三丁目5-1	5410001008954	一般競争入札	8,545,570	8,319,850	97.4%	3者	所見なし	
3	秋田労働局における業務支援等システム機器更新作業一式	支出負担行為担当官 立花剛 秋田労働局総務部 秋田市山王七丁目1-3	令和7年12月18日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区 笠屋町千本西入笠屋四丁目273番3	5130001002985	一般競争入札	3,850,776	3,484,800	90.5%	1者	所見なし	

※ 備考欄には、以下の①から⑥に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
- ② 隨意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあっては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあっては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあっては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

別紙様式4

〔随意契約によるもの〕		審議対象期間		契約金額500万円以上のもの又は新規で調達しているもの 令和7年10月1日～令和7年12月31日契約締結分				部局名		秋田労働局		別紙様式4	
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	該当なし												

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低価格入札調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
- ② 隨意契約見直し契約において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあっては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあっては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあっては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」。